

令和5年第3回九戸村議会臨時会会議録

令和5年11月14日（火）

午前10時 開会 開議

◎議事日程(第1号)

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第1号 令和5年度九戸村一般会計補正予算(第5号)

◎出席議員（11人）

1番	大崎	優一	君	8番	岩	渕	智幸	君
2番	久保	えみ子	君	9番	保	大木	信子	君
3番	渡	保	男君	10番	古	舘	巖	君
4番	川	戸	茂男君	11番	高	崎	覺志	君
5番	中	村	國夫君	12番	桂	川	俊明	君
6番	坂	本	豊彦君					

◎欠席議員（1人）

7番 櫻庭 豊太郎 君

◎説明のため出席した者の職氏名

村	長	晴	山	裕	康	君
副	村	長	伊	藤	仁	君
総	務	課	長	中	奥	達也君
I	J	U	戦	略	室	柳平善行君
移	住	定	住	担	当	課長
保	健	福	祉	課	長	浅水 涉君

◎職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事	務	局	長	大	久	保	勝	彦
主			任	山	本	猛	輝	

◎開会の宣告（午前 10 時 00 分）

○議長（桂川俊明君） おはようございます。

ただ今から、令和 5 年第 3 回九戸村議会臨時会を開会いたします。

◎開議の宣告（午前 10 時 00 分）

○議長（桂川俊明君） ただ今の出席議員は、11 人です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

なお、7 番、櫻庭豊太郎議員から欠席の届け出がありました。

これから、本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（桂川俊明君） 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

日程に入る前に報告いたします。

11 月 14 日付けで、村長からの送付議案は、別紙議案一覧表のとおり、1 件であります。

議案は、お手元に配布のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（桂川俊明君） これから、本日の議事日程に入ります。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 126 条の規定により、8 番、岩渕智幸議員。9 番、保大木信子議員。10 番、古館 巖議員の 3 人を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（桂川俊明君） 日程第 2、会期の決定を議題といたします。

本臨時会の会期について、議会運営委員長からの報告は、本日 1 日間であります。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、議会運営委員長からの報告のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○議長（桂川俊明君） 異議なしと認めます。

従って、本臨時会の会期は、本日 1 日間と決定いたしました。

◎議案第 1 号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（桂川俊明君） 日程第 3、議案第 1 号「令和 5 年度九戸村一般会計補正予算（第 5 号）」を議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

総務課長

○総務課長（中奥達也君） それでは、議案第1号「令和5年度九戸村一般会計補正予算(第5号)」について、ご説明申し上げます。

令和5年度九戸村一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正。第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ7,998万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ52億9,506万4,000円としようとするものでございます。

第2項としまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

令和5年11月14日提出。九戸村長 晴山裕康

ページをめくっていただきまして、「第1表 歳入歳出予算補正」となります。

2ページの歳入につきましては、款項ごとにそれぞれ補正額を追加しております。

3ページの歳出につきましてもそれぞれ増額になっております。

次のページからは、「歳入歳出補正予算事項別明細書」になっておりますので、その内容を説明させていただきます。事項別明細書の3ページをご覧ください。

歳入についてでございますが、11款1項1目1節に地方交付税1,308万3,000円を計上しております。次に、15款2項3目1節に新型コロナウイルス対策事業に係る感染症予防事業費等国庫補助金として、320万円を計上しております。次に、16款4項1目2節に地方創生臨時交付金として、6,370万円を計上しております。住民税非課税世帯臨時特別給付金に係るものでございます。

次に、4ページの歳出について説明させていただきます。2款1項10目の新型コロナウイルス感染症対策費につきましては、令和5年度新型コロナウイルスワクチン秋冬接種の予約センターにつきまして、ワクチンの供給が長引き接種時期が遅くなっていることから、接種対象者からの予約受け付けを行うためのオペレーター設置を延長するため、12節委託料に320万円を増額補正するものでございます。次に、3款1項1目社会福祉総務費につきましては、物価高騰により影響の出ている住民税非課税世帯に対しまして、本年5月に実施しました住民税非課税世帯臨時特別給付金の追加給付を行うもので、1世帯当たり7万円を給付するための事務費と給付金を合わせて6,370万円の増額補正となります。

次に、12款1項公債費の1目22節に長期債元金償還金として1,287万5,000円を計上しております。これは、令和4年度の起債借り入れが超過していたことが判明しまして、その償還分を繰上償還するための予算計上でございます。個別に

は、令和3年度繰り越しによる過疎対策事業債一般分の超過分につきまして、1,217万5,000円を。令和4年度減収補填債の超過分につきまして、70万円をそれぞれ繰上償還するものでございます。また、同じく1項公債費の3目11節役務費に令和4年度減収補填債の繰上償還をするために、手数料がかかることから1万1,000円を計上しまして、また、21節補償、補填及び賠償金に令和3年度繰り越しによる過疎対策事業債一般分の繰上償還に加算金が掛かることから19万7,000円を計上しております。なお、この繰上償還までの間に利子が発生しますが、当初予算の中で借入超過に係る利子の償還分が含まれた額で計算されていたため、今回、追加で利子分の予算計上はございません。

以上、令和5年度一般会計補正予算（第5号）につきまして、説明させていただきました。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（桂川俊明君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

9番、保大木信子議員

○9番（保大木信子君） この繰上償還をしなければならなくなった経緯と、あと検印をなさるはずなんですけれども、その方の職員から、どこまで検印なさるのか、そのところまで教えてください。

○議長（桂川俊明君） 総務課長

○総務課長（中奥達也君） 繰上償還に係る経緯ということでございますが、まず、繰上償還する件数が2件ございます。

一つは、令和3年度繰り越しによる過疎対策事業債一般分の超過借り入れでございます。こちらは、通常、起債の借り入れは年度末に実績額で借入額を確定し、5月に借り入れをするものでございますが、今回の繰り越しによるものでは、繰越事業では3月に借り入れになるため、借入額を確定する時期が、2月上旬の早い時期となるものでございましたが、事業担当課の方で通常借り入れと同様に考えてしまい、その時期の確定する調書提出において予算額のまま提出したものでございます。その借入額につきまして、財政の担当課の方では、事務の簡素化によって確認資料の添付もなく、その数字のチェックをするのがないまま、そのまま借り入れ申し込みが行われたため、超過借入れが生じてしまったものでございます。その確認の部分でございますが、今回は、それぞれの担当者間の確認のみで今回は行われたものでございます。

続きまして、もう一つは、令和4年度の減収補填債の超過借入れでございますが、こちらは通常、減収補填債は、令和4年度に減収見込額によって県から同意を受けて手続きを進めたものでございますが、実際、この起債につきましては、確定した減収額の範囲ということになっておりまして、その借り入れ後に県から超過借入れであるという指摘がございまして判明したものでございます。こちら

につきましては、本来、減収補填債をしっかりと読み解きますと、そういった文言もあったものですが、その内容につきましては、ちょっと要綱の理解不足がありまして、今回超過借り入れになったものですが、こちらにつきまして、まず、検収と申しますか、こちらにつきましては、もう県の同意を得たということが、そのまま、それを借入額との認識がございまして、まずこちらにつきましては、あとから判明したものでございました。以上でございます。

○議長（桂川俊明君） 9番、保大木信子議員

○9番（保大木信子君） 検印は、どなたからどなたまでなされるのか、そのところをお聞きしたんですけれども。

○議長（桂川俊明君） 総務課長

○総務課長（中奥達也君） こちらにつきましても、本来、財政担当の課長まで決裁を受けて行うものでございます。しかしながら、3年の繰り越しの借り入れにつきましては、ちょっとそこら辺の確認の不足がございました、実際。減収補填債につきましては、もちろんこちらは、課長までの決裁を受けて行ったものではございます。そこら辺も、制度の理解が不足していたものでございました。

○議長（桂川俊明君） 9番、保大木信子議員

○9番（保大木信子君） 最終的検収は、副村長とか村長はなされないんでしょうか。

（「休憩をお願いします」の声あり。）

○議長（桂川俊明君） 休憩いたします。10分間、休憩をいたします。

休憩（午前10時24分）

再開（午前10時35分）

○議長（桂川俊明君） 再開いたします。

総務課長

○総務課長（中奥達也君） この借り入れに対する確認と申しますか、検印の部分でございますが、起債の全体額の借り入れにつきましての決裁は、もちろん村長まで受けているものではございます。ただ、内容の細かい部分と申しますのは、やはり担当課それぞれの確認が、本来は必要なものではございました。

減収補填債につきましても、同じく村長までの決裁を受けてはありました。以上でございます。

○議長（桂川俊明君） 9番、保大木信子議員

○9番（保大木信子君） それでは、ここで繰上償還手数料と加算金は村民に強いなければいけないですが、村長はそのことについてはどのようにお考えですか。

○議長（桂川俊明君） 村長

○村長（晴山裕康君） 質問のちょっと趣旨が分かりませんが、つまりあれですか。

繰上償還と手数料が新たに発生するということの、村民の負担になるなどということですね。

(「はい」の声あり。)

○村長(晴山裕康君) 大変、これは事務上のミスで、そういうふうな村民の皆さまにご迷惑をおかけすることになったことに対しましては、大変申し訳なく思っております。

今後、このようなことのないように、事務改善等進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長(桂川俊明君) ほかに、ございませんか。

4番、川戸茂男議員

○4番(川戸茂男君) ただ今の借り入れ超過の件について、先ほどの総務課長の説明では、総額については村長までの決裁だと。個々については課長までの決裁だという話がありましたが、その総額の中身はそれぞれの明細があるはずで、なぜそのような借入額になったのか。そういう説明を基に、村長から決裁を受けるべきではないでしょうか。村長はどのようにお考えですか。

○議長(桂川俊明君) 村長

○村長(晴山裕康君) 決裁というのは、本来、今、議員がおっしゃったような内容を掌握して決裁すべきことではございます。従いまして、そういう借入額を決めたという最終的な責任は、私にはあるものと思います。でございますけれども、その詳細な中身まではちょっと掌握できていなかったということで、どのような形にしたらそこまで村長のところで確認できるか。これについては今後、事務処理をどのように組み立てていけば、そこが確認できるようになるのか、いろいろと模索はしてまいりたいと思います。

ただ、非常に事務がいろいろある中で、細かいところまで首長が一つ一つ確認するというのは非常に難しいこととはご理解いただけたとは思いますが、いずれ、村長のところに決裁が上ってくるまでのチェックを、まず十分にやっていただくということも必要ではないかと思えます。このような事案が、平成30年にもあったと事務方から聞き及んでおりますが、それ以降もその仕組みが九戸村役場の組織として、その仕組みが改善できていなかったということは、行政の長として反省すべきであろうと思えます。いずれ、平成30年の超過借り入れから5年経過しているわけでございますけれども、その間のチェック体制の見直し等々もどのようなことがなされたのかについても今後、調査しながら、いずれ今後、このようなことのないような事務処理体制を構築してまいりたいと考えております。

○議長(桂川俊明君) 2番、久保えみ子議員

○2番(久保えみ子君) 今の件に関してですけれども。お二人議員のお話と、答弁等を伺ってしまして、私はちょっと、金額的には少額だと思えますけれども、

村民の税金が使われるということで、これはこれからこうしていききたいとかという村長の答弁もありましたけれども、一言、謝罪をしていただくのを皆さん求めていると思うんです。言っでは申し訳ないんですけども、前々村長はこの場で、頭を下げた経緯がありました。それで、こういうふうな事態が起こったこと自体に対しての謝罪を求めたいと思いますが、村長、いかがでしょうか。

○議長（桂川俊明君） 村長

○村長（晴山裕康君） 先ほど、大変申し訳なく思っておりますということで、謝罪はしたつもりでございましたが、いずれ今回このような事務処理上の誤りで村民の方々にご迷惑をおかけすることに対しまして、行政当局としてお詫び申し上げるものでございます。

○議長（桂川俊明君） 2番、久保えみ子議員。よろしいですか。
（「まあいいです」の声あり。）

○議長（桂川俊明君） ほかに、ございませんか。
2番、久保えみ子議員

○2番（久保えみ子君） 別な件で、2件ほどお伺いいたします。
コロナウイルスワクチン接種の方ですけれども。秋冬接種は、今回もう終わったと思いますが、何人ぐらいの方が受けられたのか。
もう一つは、非課税世帯の特別給付金は、何世帯なのでしょう。

○議長（桂川俊明君） 保健福祉課長

○保健福祉課長（浅水 渉君） ワクチンの秋冬接種につきまして、細かい数字までは用意しておりませんでしたが、1,200人程度は集団接種で終えております。今後、接種につきましては、個別接種に変える時期をちょっと検討して皆さんにお知らせをしたいというふうに考えております。

あと、住民税非課税世帯に対する給付については、900世帯を見込んで予算計上しております。

○議長（桂川俊明君） ほかに、ございませんか。
（「なし」の声あり。）

○議長（桂川俊明君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」の声あり。）

○議長（桂川俊明君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから、議案第1号を採決いたします。

お諮りいたします。ただ今の議案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○議長（桂川俊明君） 異議なしと認めます。

従って、議案第1号「令和5年度九戸村一般会計補正予算(第5号)」は、原案のとおり可決されました

◎閉議の宣告

- 議長（桂川俊明君） これで、本日の日程は全部終了いたしました。
会議を閉じます。
-

◎閉会の宣告

- 議長（桂川俊明君） 以上をもちまして、令和5年第3回九戸村議会臨時会を閉会いたします。
ご苦労さまでした。

閉会（午前10時35分）